

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	児童手当の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阿波市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

阿波市長

公表日

平成29年9月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 受給資格者からの認定請求の受理及び審査に係る事務2. 額改定の請求又は届出及び審査に係る事務3. 現況の届出の受理及び審査に係る事務4. 各種届出の受理及び審査に係る事務5. 未支払の児童手当の請求及び審査に係る事務6. 受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知に係る事務7. 官公署等への協力要請 <p>児童手当の支給に関する事務において必要となる申請内容、個人番号及び個人情報については、窓口での受入及び徳島県電子自治体共同システム電子申請サービスでの受領により取得する。</p>
③システムの名称	児童手当システム、中間サーバ、団体内統合宛名システム、徳島県・市町村共同電子申請・届出システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 56項 内閣府・総務省令第5号 第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第7号 別表第2(第26, 30, 87項)・番号法別表第2の総務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条(第1号),第44条(第1号) <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第7号 別表第2(第74, 75項)・番号法別表第2の総務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条(第1, 2号)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 子育て支援課
②所属長	子育て支援課長 大森 章司
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡201番地1 阿波市役所 企画総務部 企画総務課 TEL:0883-36-8700
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡201番地1 阿波市役所 健康福祉部 子育て支援課 TEL:0883-36-6813

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

